

第 78 号

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和23年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表納付期限の項中「5月25日」を「5月26日」に、「各月25日」を「各月26日」に、「2月25日」を「2月26日」に、「2月10日」を「1月26日」に、「3月25日」を「3月26日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

熊本県立高等学校の授業料を徴収するシステムの変更に伴い、授業料の納付期限を変更する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。